

会議名 (審議会等名)		川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2322)		
開催日時		16年4月23日(金) 19時00分～19時30分		
開催場所		7階 大会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 若松省吾		
	その他			
	事務局	総務部長、行政室長兼総務課長兼防災安全課長、総務課長補佐及び総務課主査		
傍聴の可否		<input checked="" type="radio"/> 可・一部不可	傍聴者数	17人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1) 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条の受理要件の適否について (2) 平成16年調査請求第1号及び平成16年調査請求第2号の取扱いについて (3) 第2回川西市政治倫理審査会の開催日等について (4) その他		
会議結果		(1) 条例第6条の受理要件として適法であることを確認した。 (2) 平成16年調査請求第1号及び平成16年調査請求第2号を併合して審査することとした。 (3) 第2回政治倫理審査会の開催日時については、5月25日午後7時とした。 (4) 第1号及び第2号の調査請求者に要望書の提出を依頼した。 (5) 被調査請求者に調査請求書に対する答弁書の提出を依頼した。 (6) 調査請求における署名に係る代筆については、次回以降に十分整理して、審査会として決定することとした。		

会長 ただいまから川西市政治倫理審査会を開催します。

最初にですね川西市政治倫理審査会が開催できるかどうか、その問題から報告しますが、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の3分の2以上の出席がいるということで、ここに皆さん来てますが、田中委員が欠席ではありますが、会議開催要件は満たしていますので、今日は有効な政治倫理審査会が開かれているということで、これを報告させていただきます。

先ず、審査会において発言をしていただく場合のルール、注意事項を述べますが、当審査会は、原則公開で行いますが、個人名については、その個人の権利利益の侵害をきたす、いわゆるプライバシーですね、この問題に配慮いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴者は、会議中私語を慎んでいただき、議事の障害になるような行為はしないこと。委員等の発言に対して、拍手などで賛否を表明するなどの行為をしないこと。後日、公開の手续しますので、傍聴者の録音若しくはテープの持ち込み、写真撮影等もしないください。そして、最後に傍聴者は、政治倫理審査会の方から事務局に指示しておりますので、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。この辺は皆さんとのお約束として、議事の妨害になりますと進めにくくなりますので、これらを約束していただくということです。

今回、被調査請求人を同じくする調査請求が2件請求されておりますが、調査請求人小西智佳子外12名が平成16年3月22日付で調査請求し、同月23日付市議会議員から審査の求めがありました被調査請求者市議会議員村上祐章に係る政治倫理基準違反調査請求を平成16年調査請求第1号と名前を付け、

調査請求人中田泰博が平成16年4月1日付で調査請求し、同月6日付市議会議員から審査の求めがありました被調査請求者市議会議員村上祐章に係る政治倫理基準違反調査請求を平成16年調査請求第2号という名前を付けます。

これらの審理をする前に、審査請求には、市民50人以上の連署をもって行うこととなっておりますが、この受理要件の署名数について審査した結果を事務局から報告させていただきます。

事務局 調査請求の適否の審査のうち、署名数につきまして、調査した結果を報告いたします。

川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条において市民50人以上の連署をもって調査請求することになっておりますが、ここでいう市民とは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民と定義付けております。

従いまして、まず、年齢が20年以上であること、次に引き続き3ヶ月以上川西市に住所を有していること、この2点が要件となります。

これを、今回の調査請求に当てはめると、平成16年調査請求第1号の請求年齢要件につきましては、昭和59年3月23日以前に出生の者、3ヶ月要件につきましては、平成15年12月22日以前に転入

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

届のあったものなどがございます。

平成16年調査請求第2号の請求年齢要件につきましては、昭和59年4月2日以前に出生の者、3ヶ月要件につきましては、平成16年1月1日以前に転入届のあったものなどがございます。

以上の2点につきましては、選挙管理委員会の選挙人名簿及び市民課の住民基本台帳をて閲覧し、調査いたしました。

次に、政治倫理基準違反調査請求における署名簿は自署となっておりますので、同一家族の者の署名が同一筆勢で数個ある場合は、その一つを有効とし、他は無効とするなどで調査を行いました。

また、住所、氏名、生年月日の記述誤りにより確認できなかった署名、生年月日のない署名及びサインをもって押印にかえた署名については、これを無効としました。

以上の基準で調査いたしました結果、平成16年調査請求第1号においては、提出署名数1238、有効署名数1162、無効署名数76、でありました。なお、無効署名数の内訳は、選挙権を有しない者10、住所、氏名、生年月日の記述誤りにより確認できなかった者2、自署でない者62、生年月日の記載がない者2であります。

次に、平成16年調査請求第2号においては、提出署名数216、有効署名数173、無効署名数43、でありました。なお、無効署名数の内訳は、選挙権を有しない者3、サインをもって押印にかえた者2、住所、氏名、生年月日の記述誤りにより確認できなかった者2、自署でない者36であります。

したがって、市民50人以上の連署要件には、いずれの調査請求も合致しているものであります。

以上で署名数についての報告を終わります。

会長 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条の受理要件として適法であることを確認し、審査を進めることとします。

次に、事務局から、調査請求書について朗読いただきます。

事務局 (第1号調査請求書 朗読)

(第2号調査請求書 朗読)

会長 今、お聴きしましたとおり第1号と第2号というのは全て村上議員に対する道路交通法のひき逃げという関係であります。各委員の方で何かご意見がございましたら

委員 平成16年調査請求第1号及び平成16年調査請求第2号の取扱いについてですが、被調査請求者、違反する疑いがあると認められる政治倫理基準、政治倫理基準違反の内容が同一のものでありますので、これらを併合して審査を進めてはどうでしょうか。

会長 お諮りいたします。平成16年調査請求第1号及び平成16年調査請求第2号を

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

併合して審査を行うこととしてよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 全会一致により、平成16年調査請求第1号及び平成16年調査請求第2号を併合して審査して参ります。

今日は取り急ぎ議事進行の形式要件と併合の関係を決めました。次回から実質審理にはいりますが、第2回政治倫理審査会の開催日時についてですが、事前に審査委員で調整しましたが、5月25日午後7時とします。

なお、私の方からお願いがあります。

第1号及び第2号の調査請求者は、違反の内容は書いていただいているのですが、村上議員に対してどのようなことを要望したいのか、又は審査会に対してどのようなことを要望したいのか具体的に要望書を書いて欲しい。

被調査請求者は、調査請求書に対する答弁書又は反論書を提出して欲しい。

これらは、双方、開催日であります5月25日の1週間前までに事務局に提出することを求めます。これらお互いにいただいたものは事務局を通して、調査請求者からのものは被調査請求者へ、被調査請求者からのものは調査請求者へ渡します。審理を進めるうえで、遅くとも1週間前までに、できれば10日前までにいただきたい。

最後に、次第 第4号 その他事項 であります。

平成16年調査請求第2号の調査請求者から調査請求における署名に係る代筆について審査会としての意見をいただきたい旨、事務局から聞き及んでおりますが、次回以降に十分整理しまして、審査会として決めたいと思います。

事務局の方でこの点について調査を依頼します。

事務局 事務局地方自治法による直接請求において、代筆を認める制度がございますが、これらを含め、調査等いたします。

会長 これをもちまして、第1回政治倫理審査会を閉会いたします。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。